

特定商取引に関する法律施行令及び割賦販売施行令の改正に係る
消費者委員会への諮問に関して

平成 27 年 11 月
消費者庁取引対策課

1. 特定商取引法施行令及び割賦販売施行令の改正の必要性について

- 1 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）第 41 条第 2 項において、特定継続的役務を政令で定めることとしている。また、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。以下「割販法」という。）第 2 条第 5 項において、指定権利を政令で定めることとしている。
- 1 特商法第 64 条第 1 項の規定により、特商法第 41 条第 2 項の政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会（経済産業省）へ諮問することとなっている。また、割販法第 36 条第 2 項の規定により、割販法第 2 条第 5 項の政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会（経済産業省）へ諮問することとなっている。
- 1 今般の学校教育法の改正に関連して、これらの政令について改正を行うことを検討しているところ。
- 1 第 165 回消費者委員会本会議において、特商法等の政令における「薬事法」の名称を変更する改正について審議が行われた際、形式的な改正であるため諮問及び答申の手続きを省略することとされたため、今回の政令改正も、同様の取り扱いとなるのか否か伺いたい。

2. 学校教育法の改正による「義務教育学校」の創設

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において、これまで、我が国の義務教育を担う学校として 6 年制の「小学校」（学校教育法第 29 条以下）と 3 年制の「中学校」（同法第 45 条）が規定されているのみであったが、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号。以下「一部改正法」という。）により新たに 9 年制の小中一貫教育を制度化した「義務教育学校」という仕組みが導入された。
- 1 義務教育学校の課程は、前期課程 6 年と後期課程 3 年に区分し、前期課程は義務教育として行われる教育のうち基礎的なものを施すことを目的とし（「小学校」の設置目的と同趣旨）、後期課程は、義務教育として行われる教育を施す（「中学校」の設置目的と同

趣旨) こととしている。設置者が、地域の実情や子供の実態に応じて、義務教育段階 9 年間をひとまとまりとして捉えた教育を施すことが有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できるようにするため、「義務教育学校」を設けることとした。

- Ⅰ この「義務教育学校」については、学校教育法第 1 条の改正によって、同法上の「学校」の一つとして「義務教育学校」が追加されており、「学校教育法第一条に規定する学校」の中に、「義務教育学校」が含まれることになった。

3. 特定商取引に関する法律施行令への影響

- Ⅰ 特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「特商法施行令」という。）別表第 4 のいくつかの項では「学校教育法第一条に規定する学校」という概念が用いられている（同表 2 の項のいわゆる語学教室、同じく 3 の項のいわゆる家庭教師、4 の項のいわゆる学習塾）。このうち、3 の項のいわゆる家庭教師については、「小学校の入学試験に備えるためのもの」は適用対象外となっている。
- Ⅰ 一部改正法により導入される「義務教育学校」について従来の適用対象範囲と整合させるため、前期課程の部分（小学校相当）を適用対象外にする一方で、後期課程の部分（中学校相当）を適用対象とする必要がある。

4. 割賦販売法施行令への影響

- Ⅰ 割賦販売法施行令（昭和 36 年政令第 341 号）別表第 1 の 2 第 4 号も、いわゆる家庭教師について特商法施行令別表第 4 3 の項と同様に規定していることから、特商法施行令と同様の改正を行う必要がある。

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
別表第四（第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係）			
<p>特定継続的役務</p>	<p>特定継続的役務提供の期間</p>	<p>契約の解除によつて通常生ずる損害の額</p>	<p>契約の締結及び履行のため通常要する費用の額</p>
<p>一・二（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（義務教育学校に</p>	<p>二月</p>	<p>五万円又は当該特定継続的役務提供契約における一月分の役務の対価に相当する</p>	<p>二万円</p>
別表第四（第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係）			
<p>特定継続的役務</p>	<p>特定継続的役務提供の期間</p>	<p>契約の解除によつて通常生ずる損害の額</p>	<p>契約の締結及び履行のため通常要する費用の額</p>
<p>一・二（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>三 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（四の項において</p>	<p>二月</p>	<p>五万円又は当該特定継続的役務提供契約における一月分の役務の対価に相当する</p>	<p>二万円</p>

四〇六 (略)	<p>あつては、後期課程に係るものに限る。四の項において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。同項において同じ。）の補習のための学力の教授（同項に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）</p>	(略)	(略)	額のいずれか低い額
(略)		(略)	(略)	
四〇六 (略)	<p>「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。同項において同じ。）の補習のための学力の教授（同項に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）</p>	(略)	(略)	額のいずれか低い額
(略)		(略)	(略)	

改 正 案	現 行
<p>別表第一の二（第一条関係） 一～三（略）</p> <p>四 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（義務教育学校にあつては、後期課程に係るものに限る。次号及び別表第一の三において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。次号及び別表第一の三において同じ。）の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）を受ける権利</p> <p>五～七（略）</p>	<p>別表第一の二（第一条関係） 一～三（略）</p> <p>四 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（次号及び別表第一の三において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。次号及び別表第一の三において同じ。）の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）を受ける権利</p> <p>五～七（略）</p>

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第二十六条第一項第八号二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）

（特定継続的役務）

第十二条 法第四十一条第二項の特定継続的役務は、別表第四の第一欄に掲げる役務とする。

別表第四（第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係）（一部抜粋）

特定継続的役務
二 語学の教授（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）
三 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（四の項において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。同項において同じ。）の補習のための学力の教授（同項に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）
四 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。）

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

（定義）

第二条

5 この法律において「指定商品」とは、定型的な条件で販売するのに適する商品であつて政令で定めるものをいい、「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるものをいい、「指定役務」とは、次項、第三十五条の三の六十一、第三十五条の三の六十二、第四十一条及び第四十一条の二を除き、国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務であつて政令で定めるものをいう。

（消費経済審議会及び消費者委員会への諮問）

第三十六条

2 主務大臣は、第二条第五項若しくは第六項、第三十条の四第四項、第三十条の五第二項又は第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。

割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）（抄）

（指定商品等）

第一条

2 法第二条第五項の指定権利は、別表第一の二に掲げる権利とする。

別表第一の二（第一条関係）

三 語学の教授（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）を受ける権利

四 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の入学者を選抜するための学力試験（次号及び別表第一の三において「入学試験」という。）に備えるため又は学校教育（同法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）における教育をいう。次号及び別表第一の三において同じ。）の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において

提供されるものに限る。)を受ける権利

五 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授(役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る。)を受ける権利

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（新旧対照表）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一章 総則（第一条―第十五条）</p> <p>第二章 義務教育（第十六条―第二十一条）</p> <p>第三章 幼稚園（第二十二条―第二十八条）</p> <p>第四章 小学校（第二十九条―第四十四条）</p> <p>第五章 中学校（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第五章の二 義務教育学校（第四十九条の二―第四十九条の八）</p> <p>第六章 高等学校（第五十条―第六十二条）</p> <p>第七章 中等教育学校（第六十三条―第七十一条）</p> <p>第八章 特別支援教育（第七十二条―第八十二条）</p> <p>第九章 大学（第八十三条―第一百四十四条）</p> <p>第十章 高等専門学校（第一百五十五条―第二百二十三条）</p> <p>第十一章 専修学校（第二百二十四条―第三百三十三条）</p> <p>第十二章 雑則（第三百三十四条―第四百四十二条）</p> <p>第十三章 罰則（第四百四十三条―第四百四十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>第一章 総則（第一条―第十五条）</p> <p>第二章 義務教育（第十六条―第二十一条）</p> <p>第三章 幼稚園（第二十二条―第二十八条）</p> <p>第四章 小学校（第二十九条―第四十四条）</p> <p>第五章 中学校（第四十五条―第四十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>第六章 高等学校（第五十条―第六十二条）</p> <p>第七章 中等教育学校（第六十三条―第七十一条）</p> <p>第八章 特別支援教育（第七十二条―第八十二条）</p> <p>第九章 大学（第八十三条―第一百四十四条）</p> <p>第十章 高等専門学校（第一百五十五条―第二百二十三条）</p> <p>第十一章 専修学校（第二百二十四条―第三百三十三条）</p> <p>第十二章 雑則（第三百三十四条―第四百四十二条）</p> <p>第十三章 罰則（第四百四十三条―第四百四十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②⑤ (略)

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、こ

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②⑤ (略)

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収するこ

れを徴収することができない。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ (略)

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

第四十条 市町村は、前二条の規定によることを不可能又は不相当と認

とができない。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ (略)

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

第四十条 市町村は、前二条の規定によることを不可能又は不相当と認

めるときは、小学校又は義務教育学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

② (略)

第五章の二 義務教育学校

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第四十九条の三 義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を實現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

第四十九条の五 義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達にに応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度

めるときは、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

② (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 義務教育学校の後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の七 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第四十九条の八 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九条の三」と読み替えるものとする。

第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(新設)

(新設)

第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限り。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限り。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十八条の二及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

②（略）

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生

（新設）

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

②（略）

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上

徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが
適当なもの

③ (略)

第二百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところに

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが
適当なもの

③ (略)

第二百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところに

よりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

附則

第七条 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校には、第三十七条（第四十九条及び第四十九条の八において準用する場合を含む。）及び第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

よりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

附則

第七条 小学校、中学校及び中等教育学校には、第三十七条（第四十九条において準用する場合を含む。）及び第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。